

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務
②事務の概要	○当該事務は、児童福祉法による児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び徴収等を行うものである。 ○行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 児童福祉法による児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定に関する事務 - 児童福祉法による児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務 - 児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する事務
③システムの名称	・子ども相談情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども相談所ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による措置」が含まれる項(20、80、81、141、155の項) - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(20の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局 子ども相談所 育成相談課
②所属長の役職名	子ども相談所次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども青少年局子ども相談所 〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号 堺市立健康福祉プラザ内 TEL:072-245-9197
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	IDとパスワードによる認証を導入。ログイン可能な職員を毎年度ごとに確認し、アクセス権限の管理を厳格に行なうことで権限のない職員による不正使用を防止している。また、定期的にアクセスログの記録と分析による不正アクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	評価機関における担当部署 ①部署	子ども青少年局 子ども相談所 家庭支援課	子ども青少年局 子ども相談所 育成相談課	事後	
令和3年4月1日	評価機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	参事	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項	番号法第9条第1項 別表の8の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による措置」が含まれる項(16、57、116の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2の表 1. 番号法19条8号に基づく主務省令第2の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による措置」が含まれる項(20、80、81、141、155の項) 2. 番号法19条8号に基づく主務省令第2の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(20の項)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事	子ども相談所次長	事後	専決権限付与の変更に伴う所属長変更
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月22日時点	令和7年9月25日時点	事後	時点修正
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年9月22日時点	令和7年9月25日時点	事後	時点修正
令和7年11月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新設)	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	事後	様式変更に伴う追記
令和7年11月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	IDとパスワードによる認証を導入。ログイン可能な職員を毎年度ごとに確認し、アクセス権限の管理を厳格に行なうことで権限のない職員による不正使用を防止している。また、定期的にアクセスログの記録と分析による不正アクセスがないことを確認している。	事後	様式変更に伴う追記